

市川市 自家用電気工作物保安管理業務委託個別仕様書

1 件 名

排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託（その2）

2 委託場所

市川市高谷2015番地 原木第一排水機場 外21箇所

3 委託期間

令和6年 6月 1日 から 令和7年 3月31日まで

4 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、『市川市 建築保全業務委託共通仕様書』（以下『共通仕様書』という。）、『市川市 自家用電気工作物保安管理業務委託標準仕様書』（以下『標準仕様書』という。）、及び『保安規程』による。なお業務仕様における、各仕様書及び協議事項等との優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 電気事業法ならびに各種関係法令
- (2) 保安規程
- (3) 口頭での協議による決定事項（緊急時に限る）
- (4) 協議による決定事項の議事録
- (5) 市担当者（連絡責任者）による指示
- (6) 個別仕様書（本仕様書）
- (7) 標準仕様書
- (8) 共通仕様書

5 契約対象自家用電気工作物の概要

契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 事業場の名称 | <u>原木第一排水機場 外21箇所（別紙-1参照）</u> |
| (2) 事業場の所在地 | <u>市川市高谷2015番地 外21箇所（別紙-1参照）</u> |
| (3) 需要設備概要 | <u>（別紙-1参照）</u> |
| (4) 絶縁監視装置の有無 | <u>無</u> |

6 保安規程

原木第一排水機場 外21箇所について、別紙5の例により保安規程を整備すること。また、経済産業省への届出業務を代行すること。

7 月次（年次）点検頻度

契約対象自家用電気工作物の月次（年次）点検の頻度は、保安規程に基づき次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 月次点検 | <u>1ヶ月ごとに1回</u> |
| (2) 年次点検 | <u>毎年1回</u> |
| (3) 点検対象月 | <u>（別紙-2参照）</u> |
| (4) 工事期間中の点検 | <u>週1回</u>
<u>（別紙-6参照）</u> |

8 点検項目詳細

契約期間における点検項目及び点検方法については、保安規程に基づき別表2のとおりとする。

9 実施日程等

- (1) 月次点検の作業時間は、平日の9時から16時までを原則とし、降雨時は実施しない。点検作業中に降雨があった場合は、屋内設備の外観点検までとし、屋外設備及び非常用発電機の試運転は後日実施すること。
- (2) 年次点検の作業時間は、平日の9時から16時までを原則とし、降雨時は実施しない。また復電の時刻は15時までとして計画すること。
- (3) 月次点検の計画は、前月末または実施日の1週間以上前に通知すること。年次点検の計画は業務着手時に点検月を決定し、詳細の日程は月次点検と同様に通知すること。
ただし、連絡責任者等が随時作業状況を確認できるように、着手時に契約期間内の点検予定及び実績一覧表（共通仕様書における全体工程表に代わる。別紙2参照）を作成した上で、工程管理を行うこと。
- (4) 臨時の点検は、施設の維持管理上、電気主任技術者による設備確認・操作を必要とするときに実施し、その点検内容については、電気主任技術者の判断によるものとする。
なお、作業時間は、委託者からの要請に応じて必要な時間とし、年間365日・24時間対応とすること。
- (5) 工事期間中の点検は、対象工事に係る市川市が保安管理する設備部分のみとし、実施日の1週間以上前の通知すること、点検成果については、点検後7日以内に報告すること。
なお、作業時間は平日の9時から16時までで必要な時間とし、降雨時においても実施する。

10 点検報告書

- (1) 点検報告書の書式については規定しないが、施設単位・点検単位にて別個に作成すること。ただし使用する書式について、事前に項目漏れ等が無いことを確認し連絡責任者に提示すること。
また月次報告時は、全対象施設の指摘事項等が一覧できるように総括表を付けること。
- (2) 全年次点検、月次点検完了時に点検作業総括表を作成し、残件・懸案事項等を明記すること。書式については規定しない。また今後の機器更新・精密点検について、業務終了後最低5年以上の年次計画（推奨）を提示すること。
- (3) 臨時の点検は、監督職員立ち会いのもと、実施すること。なお監督職員が立ち会いできない場合は、実施内容がわかる写真により代えることとする。
- (4) 工事期間中の点検報告は、写真を添付すること。

11 記録写真

点検写真については、全施設・全機器を記録対象とすることは作業上困難なことから、年次点検では作業項目単位、月次点検では設備単位を原則とし、臨時点検については規定しない。ただし受電時不可視箇所や報告時の補足として必要な場合は、この限りではない。また、点検時の指摘箇所については、写真を添付して報告するものとする。なお、撮影対象施設については、高圧受電および非常用発電機設置施設で代表1箇所を基本とし、施設決定は連絡責任者が行う。

12 緊急時の対応

受託者は、設備に異常が生じた場合及びそのおそれがある場合には、他の仕様、基準によらず原則2時間以内に到着することとする。雷、風水害等の発生が予測される場合は、迅速な対応が出来るよう事故応動体制を強化することし、契約施設のうち、複数で障害が発生しても対応できる体制とすること。

13 遠方監視制御

- (1) 各機場では、遠方監視制御設備が設置されており、親局が次の2箇所にあるため、点検時は真間川排水機場に連絡の上、制御モードを「遠方」→「現場（電気室）」に切り替えて試運転等を行う。完了時はモード復旧の後、真間川排水機場にて異常表示が無いことを確認の上、施設から退場すること。また北部地域の点検施設については、当日作業完了後に連絡責任者を通して、春

木川排水機場の親局にて故障・異常表示が出てこないことを確認すること。

- (a) 旧江戸川、海岸地域 真間川排水機場
- (b) 北部地域 春木川排水機場

- (2) 遠方監視制御盤内の無停電電源装置（UPS 1kVA前後）は、年次点検時は小型発電機による仮設を見込むこと。

14 年次点検補足

- (1) 年次点検時は、安全確保のため各ポンプ、補機等の運転モードを「自動」→「手動」に切り替えて点検を実施すること。
- (2) 盤内に制御用無停電電源装置がある場合は、二次側負荷を確認の上、必要な場合は小型発電機による仮設を見込むこと。またテレビ電波障害用共聴設備がある場合は、同様にブースタ電源の仮設を見込むこと。
- (3) 年次点検における開閉器・変圧器等の絶縁油の点検について、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略できるものとする。（対象施設は別表1備考欄参照）
- (4) 年次点検における密閉型の遮断器・開閉器等の内部点検については、原則としてラックからの引き出し及び点検カバーの開閉等、現場にて復旧できるところまでとする。
- (5) 年次点検には、原則として受配電盤内を対象とした簡易清掃を見込むものとし、電気室全体・2次側分電盤は含まないものとする。ただし点検対象箇所内の充電部で、保安全管理上問題となるほど著しい汚損箇所・機器については清掃を行うものとする。また清掃については、原則としてほうき、モップ、ウエス、アルコール等を使用する程度の作業とし、用具・材料は受託者の負担による。ただし碍子清掃は専用のクリーナを用意すること。
- (6) 年次点検では、充電部の増し締めを行うものとし、また盤内制御リレー等の破損、脱落等も確認すること。
- (7) 発電機の自動始動・自動停止試験は、PAS開放による試験を原則とする。運転条件に第一稼働ポンプの運転水位が組み込まれている施設では、水位設定器（ステップ式に限る。ポリウム調整式は除く）の一時設定変更、または一部接点の短絡等に対応できる場合は対策実施のうえ、試験を行うこと。ただし、事前に回路図及び盤内の確認を行った上で、疑義の無い状態にて実施すること。
- (8) 発電機の点検は保安規程に基づき実施するが、エンジン部の一部開放、分解を伴う点検、及び同様の手段による警報試験は本点検では行なわないものとし、別途実施の設備保守点検の点検調書を取り寄せて所見を行なうこと。

15 補足事項

- (1) 点検不具合及び応急処置における軽微な補修とは、絶縁テープ・パテ・結束バンド等の消耗品程度を見込んだものとし、交換部品は見込まないものとする。ただし、現地に保管している予備部品（ヒューズ・ねじ・ランプ等）の交換で済むものについては、連絡責任者に確認の上実施すること。
- (2) 各点検での発電機の試験運転による燃料、油脂類の消耗分の補充は行わないものとする。ただし、必要以上の長時間運転や点検不備による著しい消耗が認められた場合は、補充すること。
- (3) 蓄電池用精製水の補充は、減液量確認用に行う程度までとし（契約期間内1設備1回程度）、劣化等により減液量が多い場合は、指摘事項として報告すること。
- (4) 油入変圧器等の絶縁油については、サンプリング分程度の補油を見込むものとする。
- (5) 各点検時に、対象施設の設備と現況図（単線結線図）との差異を発見した場合は、速やかに訂正の助言をすること。
- (6) 経済産業省所管部より指導、命令、通達等があった場合はそれに従うものとし、即時実施すべき項目のうち、本契約の範囲内で実施できないものについては、協議の上対応を決定する。
- (7) 本契約における「保安規程」については、別紙「保安規程（案）」を整備し、契約時に「保安規程」として適用するものとする。また、経済産業省産業保安グループ電力安全課による「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の改正に伴う「保安規程」の整備も本業務に見込むものとする。

- (8) 『標準仕様書』第4条（委託料）本文のほか当保安管理業務委託には工事期間中の点検も含むものとする。

16 添付資料

別紙-1	対象自家用電気工作物一覧表			
別紙-2	点検予定及び実績一覧表<参考>			
別紙-3	保全対象設備リスト			
別紙-4	案内図			
別紙-5	保安規程（需要設備）	表紙	※現行ひな形。	高圧需要家の場合
	保安規程（低圧需要設備）	表紙	※現行ひな形。	低圧需要家の場合
	保安規程	本文	※現行ひな形。	高圧・低圧共用
別表1	【点検の周期】			
別表2（高1）	【高圧需用設備】月次点検、年次点検及び臨時点検			※高圧需要家の場合
別表2（高2）	【高圧需用設備】工事期間中の点検、及び竣工検査			※高圧需要家の場合
別表2（高3）	【高圧需用設備】点検方法			※高圧需要家の場合
別表2（低1）	【高圧需用設備】月次点検、年次点検及び臨時点検			※低圧需要家の場合
別表2（低2）	【高圧需用設備】工事期間中の点検、及び竣工検査			※低圧需要家の場合
別表2（低3）	【高圧需用設備】点検方法			※低圧需要家の場合
別紙-6	工事期間中の対象工事及び点検内容			

17 付属資料

市川市 自家用電気工作物保安管理業務委託標準仕様書
市川市建築保全業務委託共通仕様書（令和5年版）

18 参考資料（閲覧可）

保安規程（現行施設配置図含）
単線結線図（参考図）
前年度点検調書

対象自家用電気工作物一覧表

項	施設名称	所在地	地域	需要設備		非常用予備発電設備			竣工年	前年度 年次点検 実施月	PCB含有 機器	備 考
				設備容量 kVA	受電電圧 V	定格出力 kVA	定格電圧 V	原動機種別				
1	市川市原木第一排水機場	千葉県市川市高谷2015	海岸	454	6,600	250	420	ディーゼル	S52	10	-	
2	市川市原木第二排水機場	千葉県市川市原木3-10-14	海岸	201	6,600	225	200	ディーゼル	H2	7	-	
3	市川市原木第三排水機場	千葉県市川市原木2130-4	海岸	47	200	85	200	ディーゼル	S55	10	-	
4	市川市二俣排水機場	千葉県市川市二俣717地先	海岸	500	6,600	-	-	-	R4(※)	10	-	
5	市川市妙典ポンプ場	千葉県市川市妙典5-23-1	海岸	651	6,600	450	210	ディーゼル	H7	11	-	月次点検とは別に工事期間中の 週一回点検あり
6	市川市北原木橋排水機場	千葉県市川市原木1-3	海岸	100	6,600	150	200	ディーゼル	H13	10	-	
7	市川市本郷排水機場	千葉県市川市原木687	海岸	45	200	12	200	ディーゼル	R2(※)	10	-	
8	市川市須和田排水機場	千葉県市川市須和田1-8-10	北部	50	200	85	200	ディーゼル	S61	11	-	
9	市川市宮久保排水機場	千葉県市川市宮久保1-6-4	北部	152	6,600	125	200	ディーゼル	S61	11	-	
10	市川市美里苑排水機場	千葉県市川市東菅野4-27-11	北部	38	200	65	200	ディーゼル	H1	11	-	
11	市川市八幡排水機場	千葉県市川市八幡6-20-18	北部	46	200	85	200	ディーゼル	H3	11	-	
12	市川市北方ポンプ場	千葉県市川市北方2-37-5	北部	103	6,600	100	200	ディーゼル	S62	7	-	
13	市川市本北方排水機場	千葉県市川市北方町4-1206-4	北部	33	200	55	200	ディーゼル	S60	11	-	
14	市川市河原ポンプ場	千葉県市川市下新宿1-34	旧江戸川	202	6,600	200	400	ディーゼル	H10	10	-	
15	市川市本行徳ポンプ場	千葉県市川市本行徳26-15	旧江戸川	302	6,600	300	400	ディーゼル	H2	10	-	
16	市川市押切ポンプ場	千葉県市川市押切5-2	旧江戸川	750	6,600	500	6,600	タービン	S45	11	-	月次点検とは別に工事期間中の 週一回点検あり
17	市川市香取ポンプ場	千葉県市川市香取1-8-1	旧江戸川	261	6,600	-	-	-	S47	10	-	
18	市川市欠真間ポンプ場	千葉県市川市相之川1-1-1	旧江戸川	302	6,600	250	400	ディーゼル	S61	10	変圧器	
19	市川市相之川第一ポンプ場	千葉県市川市相之川1-7-16	旧江戸川	160	6,600	-	-	-	S49	7	-	
20	市川市相之川第二ポンプ場	千葉県市川市広尾2-1-6	旧江戸川	200	6,600	150	400	ディーゼル	S50	11	-	
21	市川市新井ポンプ場	千葉県市川市広尾2-9-17	旧江戸川	750	6,600	625	6,600	ディーゼル	H1	10	-	
22	市川市大和田ポンプ場	市川市大和田2-22-27	江戸川	1,000	6,600	2,000	6,600	タービン	H28	12	-	

※設備容量には、遮断器等の操作用電源も含まれている場合がある。

項	施設名称	地域	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
			計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日	計画	実施日
一般会計	1	市川市原木第一排水機場	海岸	●	-	●	7/19	○	6/20	○	8/16	○	9/15	○	◎	10/12	○	11/22	○	12/18	○	1/19	○	○	○	○	○	○
	2	市川市原木第二排水機場	海岸	●	-	●	7/14	○	6/21	○	8/21	○	9/20	○	○	10/16	○	11/22	○	12/18	○	1/22	○	○	○	○	○	○
	3	市川市原木第三排水機場	海岸	●	-	●	7/19	○	6/21	○	8/21	○	9/20	○	◎	10/12	○	11/22	○	12/18	○	1/22	○	○	○	○	○	○
	4	市川市二俣排水機場	海岸	●	-	●	7/19	○	6/20	○	8/16	○	9/15	○	◎	10/12	○	11/21	○	12/18	○	1/19	○	○	○	○	○	○
	5	市川市北原木橋排水機場	海岸	●	-	●	7/18	○	6/19	○	8/14	○	9/19	○	○	10/18	○	11/22	○	12/14	○	1/19	○	○	○	○	○	○
	6	市川市本郷排水機場	海岸	●	-	●	7/18	○	6/19	○	8/14	○	9/19	○	◎	10/18	○	11/22	○	1/18	○	1/18	○	○	○	○	○	○
	7	市川市須和田排水機場	北部	●	-	●	7/20	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	◎	10/17	○	11/16	○	12/19	○	1/23	○	○	○	○	○	○
	8	市川市宮久保排水機場	北部	●	-	●	7/20	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	○	10/13	○	11/17	○	13/15	◎	1/23	○	○	○	○	○	○
	9	市川市美里苑排水機場	北部	●	-	●	7/20	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	○	10/19	○	11/17	○	12/15	◎	1/23	○	○	○	○	○	○
	10	市川市八幡排水機場	北部	●	-	●	7/20	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	○	10/20	○	11/20	○	12/19	○	1/23	○	○	○	○	○	○
	11	市川市北方ポンプ場	北部	●	-	●	7/14	◎	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	○	10/20	○	11/20	○	12/19	○	1/23	○	○	○	○	○
	12	市川市本北方排水機場	北部	●	-	●	7/20	○	6/22	○	8/24	○	9/21	○	○	10/19	○	11/20	○	1/19	○	1/23	○	○	○	○	○	○
下水道 事業会計	13	市川市妙典ポンプ場	海岸	●	-	●	7/13	○	6/19	○	8/14	○	9/19	○	○	10/13	○	11/17	○	12/14	○	1/18	○	○	○	○	○	○
	14	市川市河原ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/13	○	6/19	○	8/14	○	9/19	○	◎	10/13	○	11/15	○	12/14	○	1/22	○	○	○	○	○	○
	15	市川市本行徳ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/13	○	6/19	○	8/14	○	9/19	○	◎	10/13	○	11/15	○	12/14	○	1/18	○	○	○	○	○	○
	16	市川市押切ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/13	○	6/14	○	8/8	○	9/14	○	○	10/16	○	11/16	○	12/13	○	1/17	○	○	○	○	○	○
	17	市川市香取ポンプ	旧江戸川	●	-	●	7/19	○	6/20	○	8/16	○	9/15	○	◎	10/17	○	11/15	○	12/18	○	1/19	○	○	○	○	○	○
	18	市川市欠真間ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/19	○	6/20	○	8/16	○	9/15	○	◎	10/17	○	11/15	○	12/18	○	1/19	○	○	○	○	○	○
	19	市川市相之川第一ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/14	◎	○	6/14	○	8/8	○	9/14	○	○	10/16	○	11/21	○	12/13	○	1/17	○	○	○	○	○
	20	市川市相之川第二ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/13	○	6/14	○	8/8	○	9/14	○	○	10/16	○	11/16	○	12/13	○	1/17	○	○	○	○	○	○
	21	市川市新井ポンプ場	旧江戸川	●	-	●	7/13	○	6/14	○	8/8	○	9/14	○	◎	10/18	○	11/21	○	12/13	○	1/17	○	○	○	○	○	○
	22	市川市大和田ポンプ場	江戸川	●	-	●	7/18	○	6/21	○	8/21	○	9/20	○	○	10/20	○	11/21	○	12/15	◎	1/22	○	○	○	○	○	○

凡例 ○…月次点検実施予定 (●…実施済み) ◎…年次点検実施予定

※年次点検は、前年度実施月を考慮し、契約時初回打ち合わせにて決定する。

令和6年度 排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託(その2)

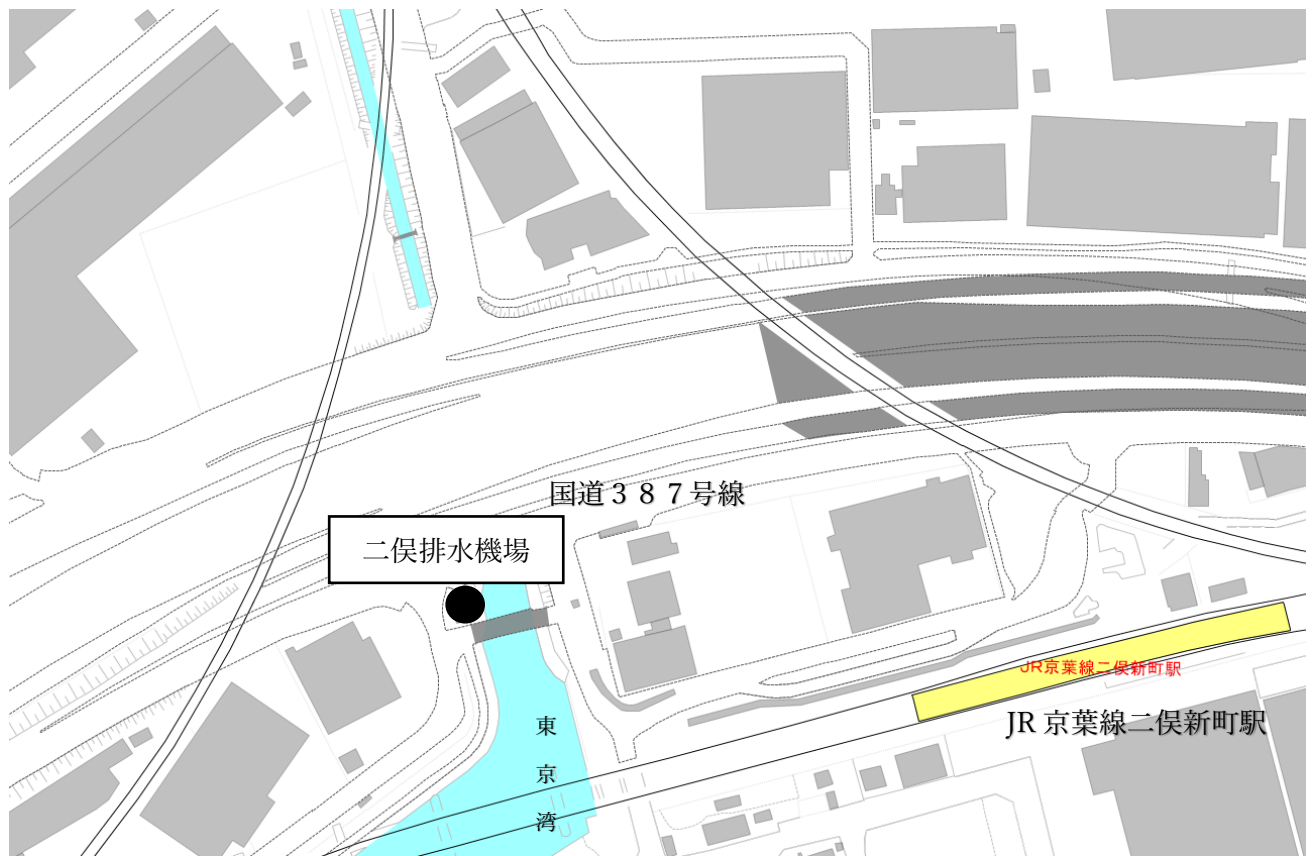
保全対象設備リスト

・二俣排水機場

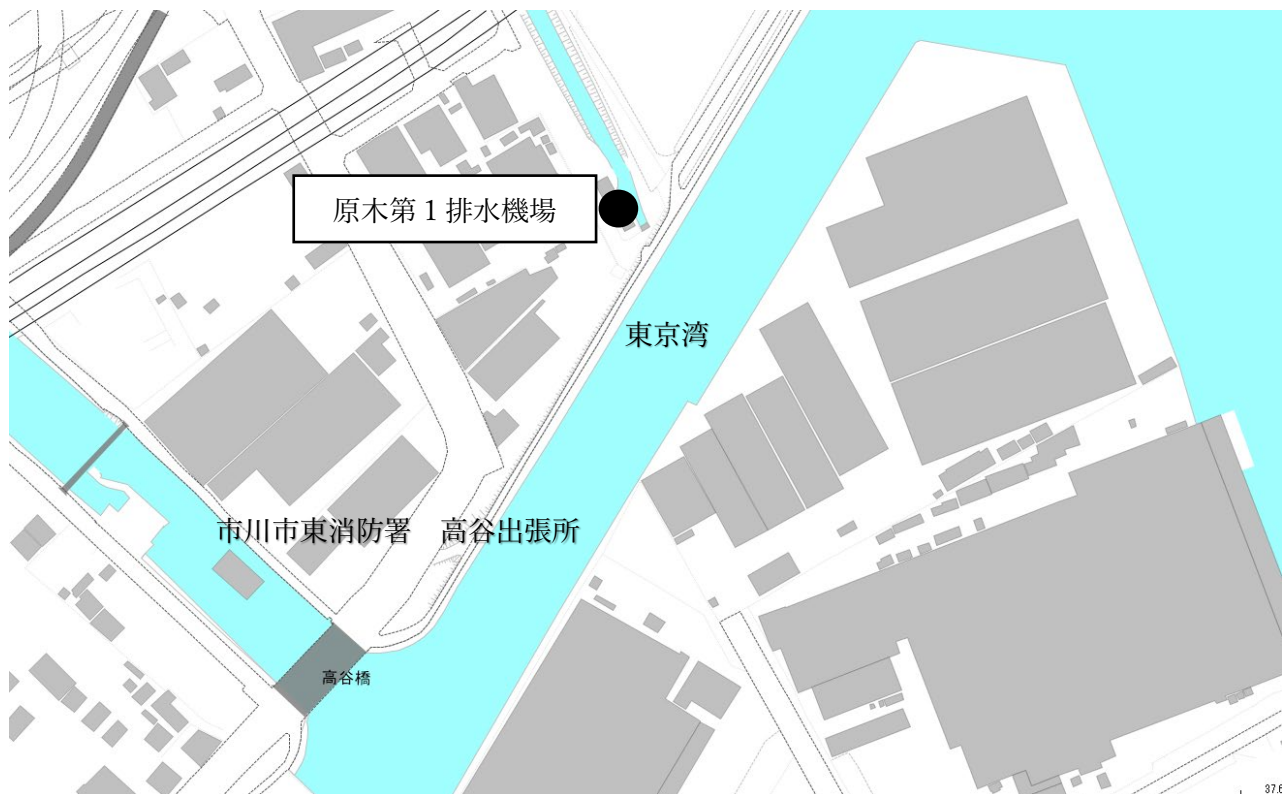
NO.	区分	数量	実施月	備考
電灯設備・動力設備				
1	照明器具	4	毎月	
2	分電盤・開閉器箱・照明操作盤	1	"	
受変電設備				
500KVA 6600V				
3	高圧配電盤	2	"	
4	低圧配電盤	3	"	
5	高圧変圧器	1	"	
6	高圧負荷開閉器	1	"	開放形気中開閉器(LBS)
7	力率改善装置	1	"	高圧進相コンデンサ
8	保護継電器	1	"	
直流電源装置				
100V系 ベント形鉛蓄電池 300Ah				
9	整流装置	1	"	
10	蓄電池	12	"	計12セル
構内配電線路・通信線路				
11	電柱	1	"	
以上				

排水機場案内図

二俣排水機場（二俣717番地々先）



原木第1排水機場（高谷2015）



排水機場案内図

原木第2排水機場（原木3丁目10番14号）

原木第3排水機場（原木2130番地4）



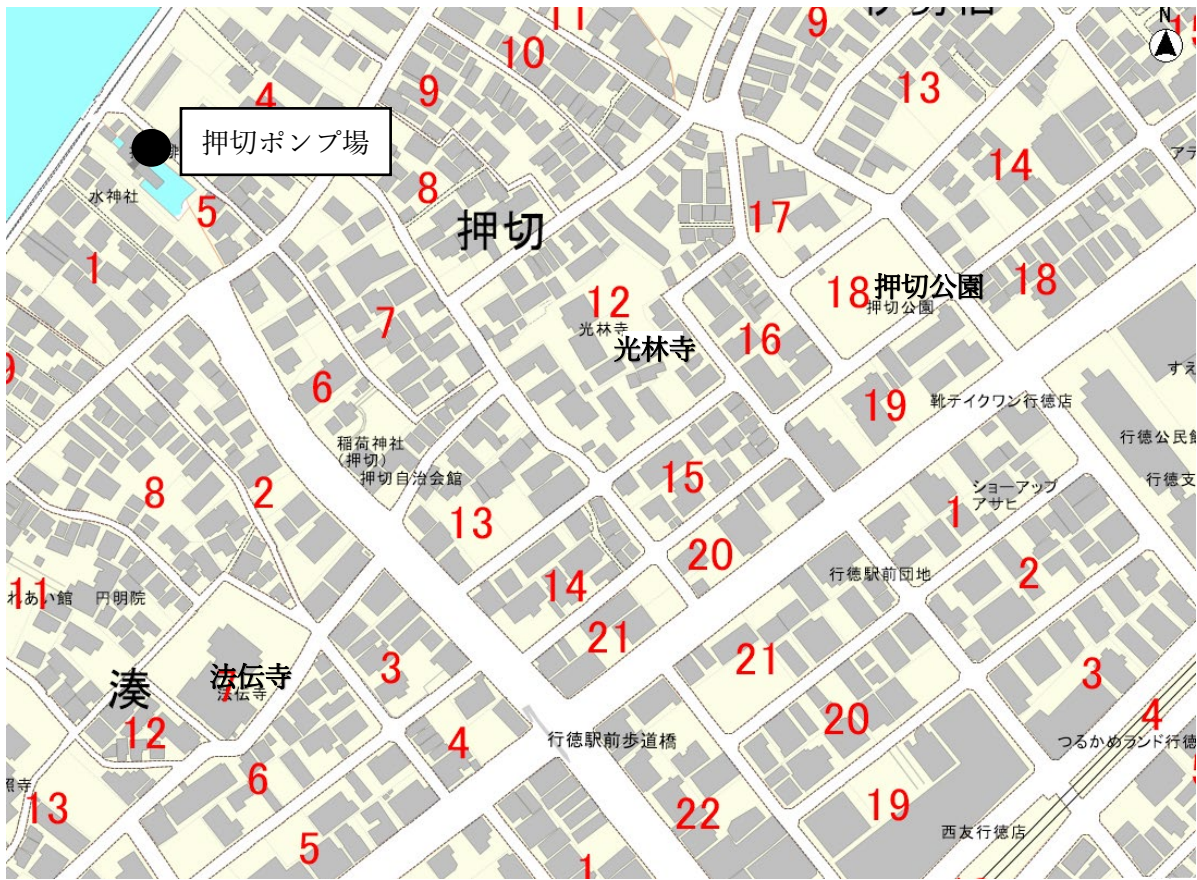
排水機場案内図

妙典ポンプ場(妙典5丁目23番1号)



排水機場案内図

押切ポンプ場（押切5丁目2番）



排水機場案内図

香取ポンプ場（香取1丁目8番1号）

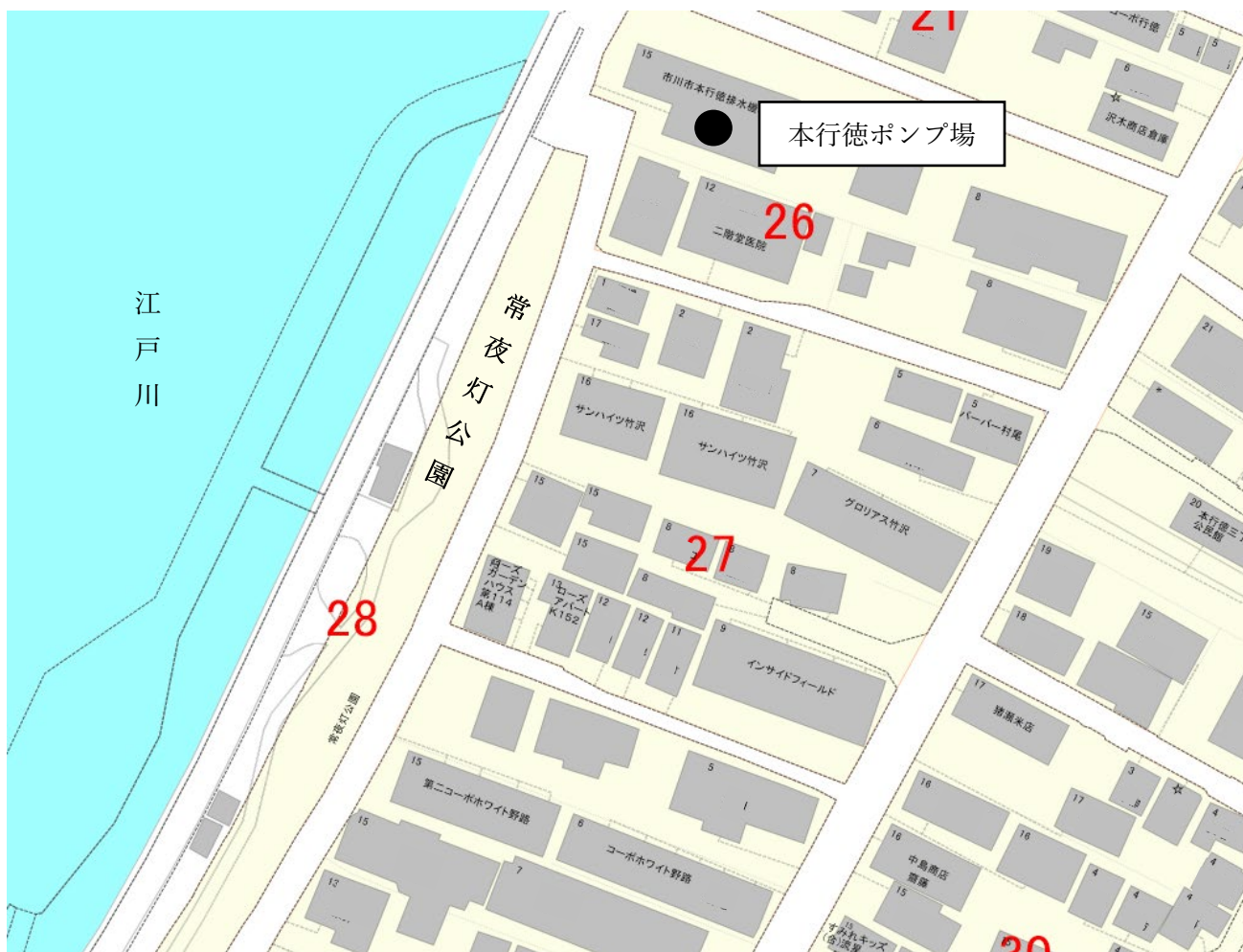


排水機場案内図

河原ポンプ場（下新宿1丁目34番）



本行徳ポンプ場（本行徳26番15）



排水機場案内図

欠真間ポンプ場（相之川1丁目1番1号）



排水機場案内図

相之川第一ポンプ場（相之川1丁目7番16号）



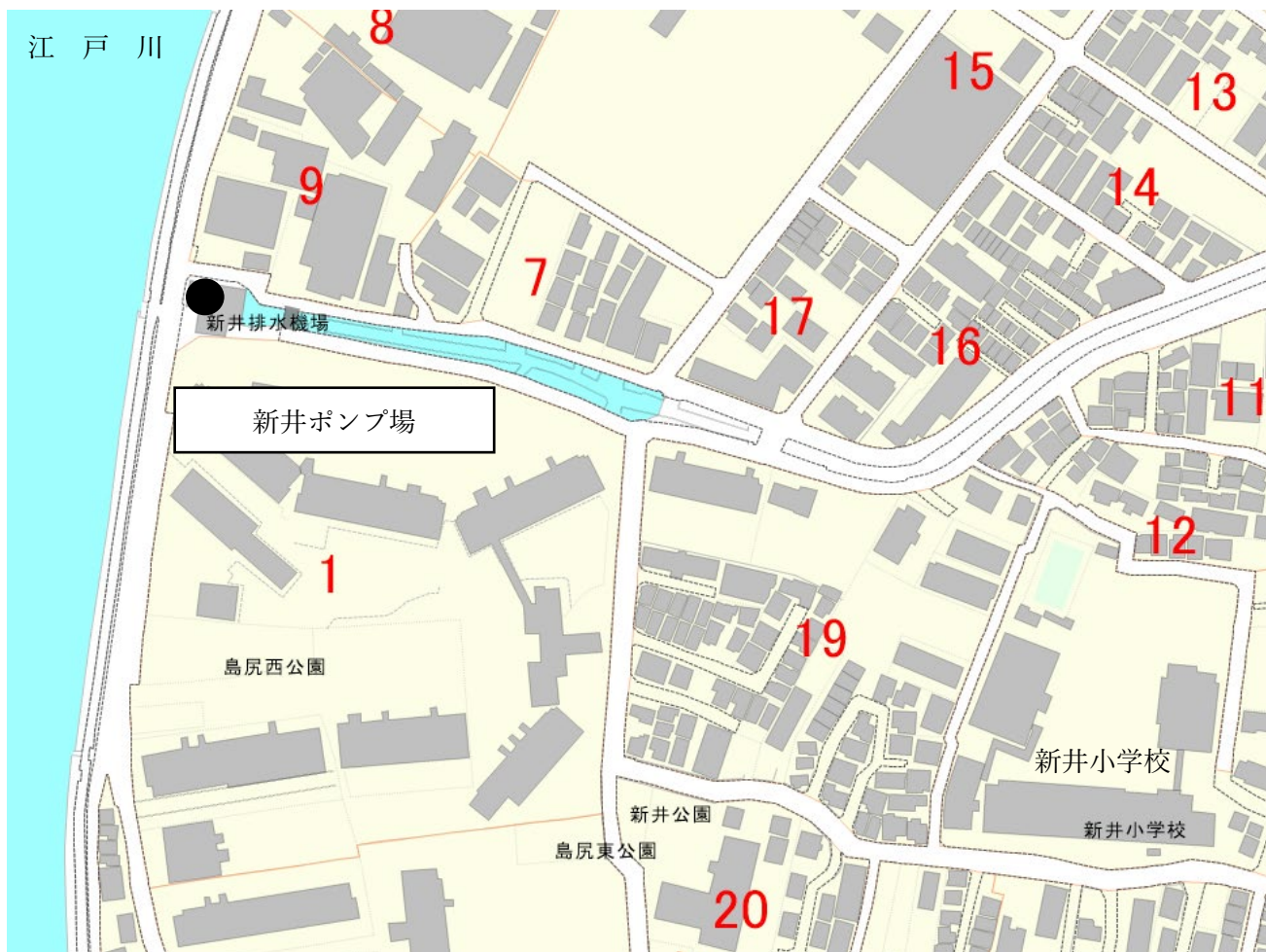
排水機場案内図

相之川第二ポンプ場（広尾2丁目1番6号）



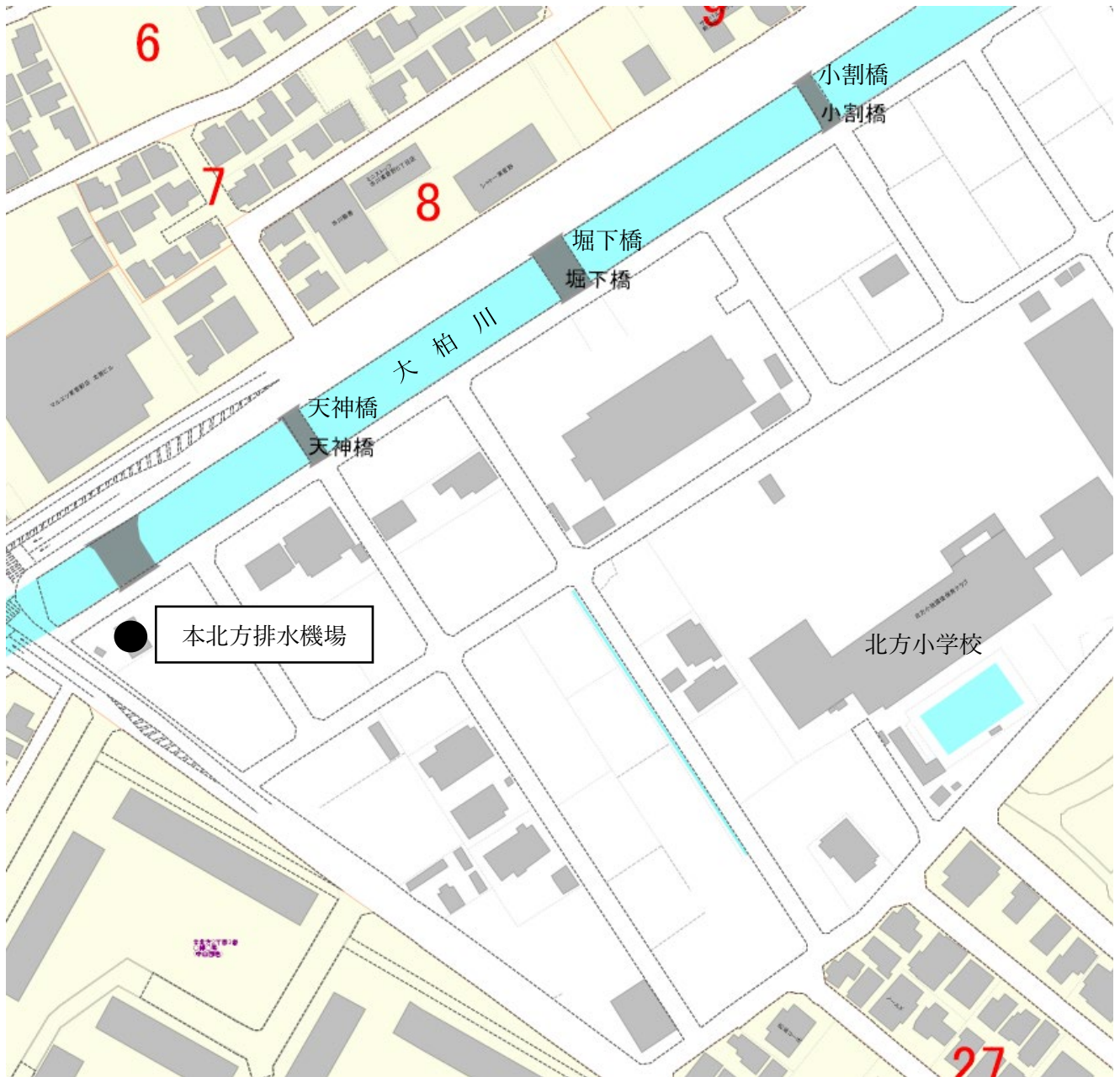
排水機場案内図

新井ポンプ場（広尾2丁目9番17号）



排水機場案内図

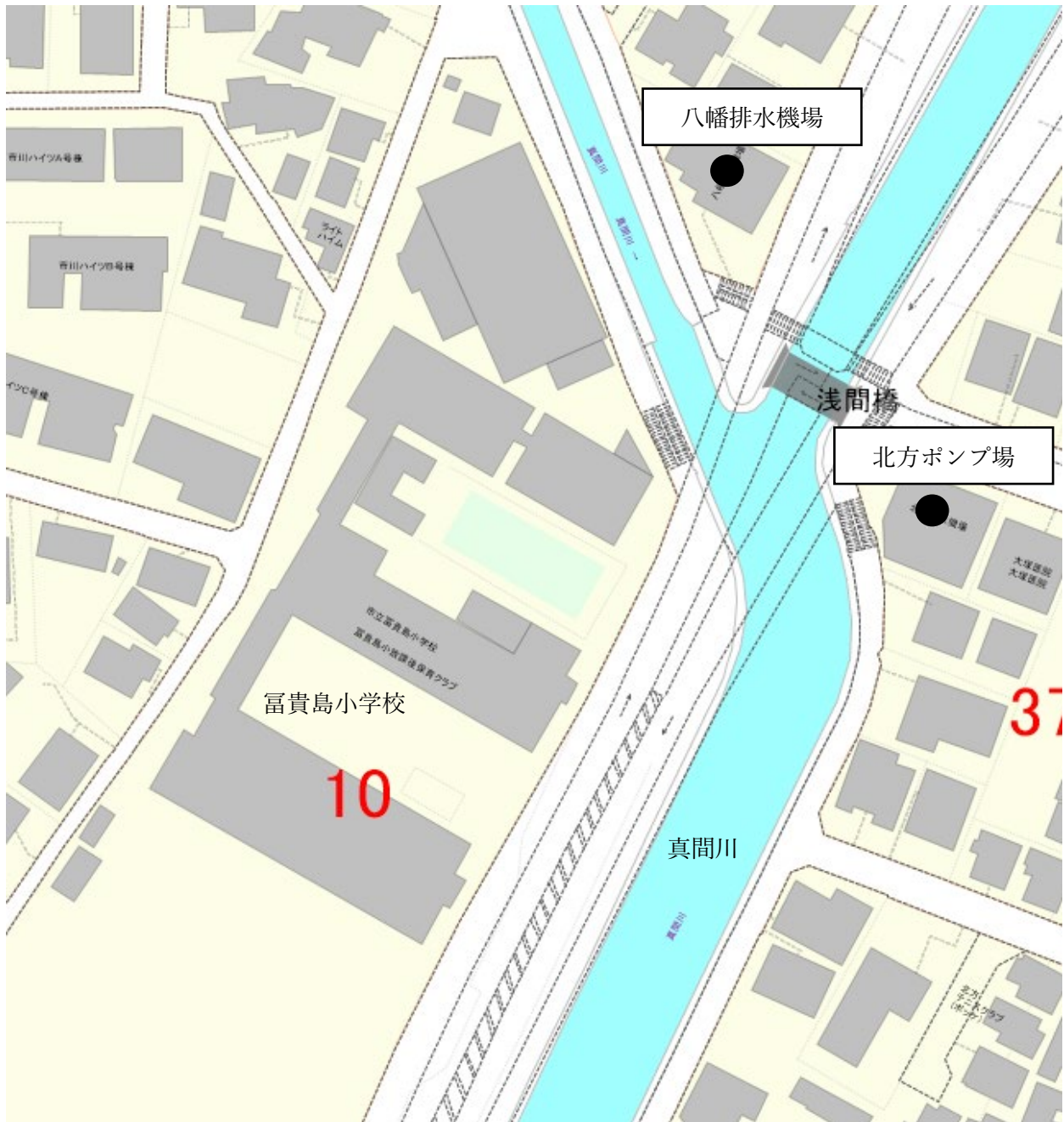
本北方排水機場（北方町4丁目1208番4号）



排水機場案内図

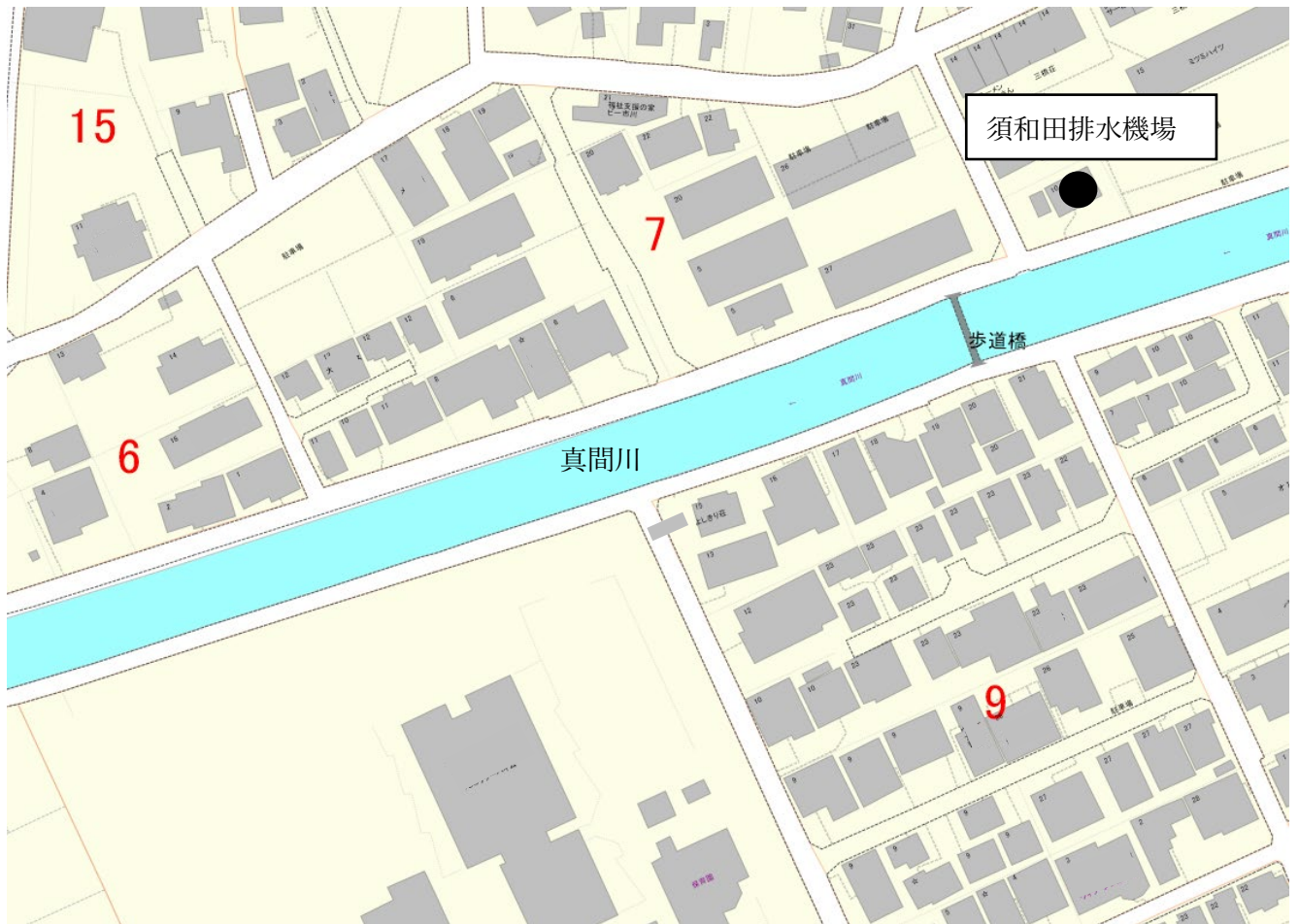
八幡排水機場（八幡6丁目20番18号）

北方ポンプ場（北方2丁目37番5号）



排水機場案内図

須和田排水機場（須和田1丁目8番10号）



宮久保排水機場（宮久保1丁目6番4号）



排水機場案内図

美里苑排水機場（東菅野4丁目27番11号）



排水機場案内図

北原木排水機場（原木1丁目3番）

本郷排水機場（原木687番）



排水機場案内図

大和田ポンプ場（大和田2丁目22番27号）



保安規程(案)

(需要設備)

ふりがな 設置者名	いちかわし 市川市
事業場名	市川市
事業場住所	千葉県市川市
事業場の業種	
受電電圧	_____ V
受電電力	設備容量 _____ kVA (契約電力 _____ kW)
非常用予備 発電設備	定格電圧 _____ V 定格出力 _____ kW (定格容量 _____ kVA) 原動機種別 _____ 燃料 _____ 台数 _____ 台
電気事業者名	東京電力株式会社 千葉支店京葉支社
契約種別	高圧 高圧電力A _____ 500 kW未満
電気保安法人名	_____
作成年月日	令和 _____年 _____月 _____日

(本頁余白)

保安規程(案)

(低 圧 需 要 設 備)

ふりがな 設置者名	いちかわし 市川市
事業場名	市川市
事業場住所	千葉県市川市
事業場の業種	
受電電圧	_____ V
受電電力	設備容量 _____ kVA (契約電力 _____ kW)
非常用予備 発電設備	定格電圧 _____ V 定格出力 _____ kW (定格容量 _____ kVA) 原動機種別 _____ 燃料 _____ 台数 _____ 台
電気事業者名	東京電力株式会社 千葉支店京葉支社
契約種別	低圧 低圧電力 _____ kW 従量電灯 _____ A
電気保安法人名	_____
作成年月日	令和 _____年 _____月 _____日

(本頁余白)

保安規程

第1章 総則

第1条（目的）

（事業場名称）（以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法第42条の規定に基づき、市川市（以下「設置者」という。）がこの規程を定める。

第2条（保安管理業務の委託範囲）

当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、（受託業者名）（以下「電気管理技術者等」という。）に委託するものとする。

2 委託する保安管理業務の範囲については、委託契約書によるものとする。

第3条（法令及び規程の遵守）

当事業場の電気工作物設置者、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）及び電気管理技術者等は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

第4条（細則の制定）

この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

第5条（規程等の改正）

この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては、電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

2 この規程を改正する場合は、電気事業法第42条の規定に基づき経済産業大臣に届出をするものとする。

第2章 保安管理業務の運営管理体制

第6条（保安管理業務の管理）

当事業場の保安管理業務は、（総括管理者名）が総括管理し、その管理の下におかれる当事業場の組織はあらかじめ定めておくものとする。

第7条（設置者の義務）

電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては、電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

2 電気管理技術者等から指導及び助言を受け又は電気管理技術者等と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣に申請又は届出をする書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続については、電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

4 電気事業法第107条の規定に基づいて行う検査は、電気管理技術者等に通知し立ち合わせるものとする。

第8条（連絡責任者等）

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を電気管理技術者等に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を選任し、その氏名、連絡方法等を電気管理技術者等に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合は、電気工事士法に規定する第一種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 連絡責任者に変更が生じた場合は、直ちに電気管理技術者等に通知するものとする。
- 3 連絡責任者及び従事者（以下「連絡責任者等」という。）には、電気管理技術者等の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

第9条（従事者の義務）

従事者は、電気管理技術者等が保安管理業務のために行う指導及び助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

第10条（保安教育）

電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能についての教育を従事者に対して行うものとし、必要に応じて電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

第11条（保安に関する訓練）

災害その他電気事故が発生した場合の措置についての訓練を従事者に対して行うものとし、必要に応じて電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

第4章 工事の計画及び実施

第12条（工事の計画）

電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、電気管理技術者等に意見を求めるものとする。

第13条（工事の実施等）

電気工作物に関する工事の実施に当たっては、電気管理技術者等に工事期間中に外観点検を行わせ、完了した場合には電気管理技術者等に検査を行なわせ、計画どおり施工されていること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。

- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとし、必要に応じて電気管理技術者等に指導及び助言を求めるものとする。
- 3 電気工作物の工事に関する保安のための点検は、別紙のとおりとし、電気管理技術者等に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、電気管理技術者等と協議したところにより自らの責任において行うものとする。
- 4 電気管理技術者等が行う前項の点検業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第5章 巡視、点検及び検査

第14条（維持及び運用に関する巡視、点検等）

電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検は、別表1～2のとおりとし、電気管理技術者等に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、電気管理技術者等と協議したところにより自らの責任において行うものとする。

なお、従事者が行う日常巡視の結果は、電気管理技術者等に連絡又は電気管理技術者等が行う点検時において報告し、必要な指導及び助言を求めるものとする。

- 2 連絡責任者等は、電気管理技術者等が行う前項の点検の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第15条（技術基準への適合性の確認及び維持）

巡視、点検により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、電気管理技術者等に技術基準に適合するためにとるべき措置の指導及び助言を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又は、その使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

第16条（事故・故障等発生時の処置と再発防止）

連絡責任者等は、常に電気工作物に関する異常の発見に努めるとともに、電気工作物に事故・故障等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、電気管理技術者その他の関係先に連絡又は報告し、電気管理技術者等に適切な指導及び助言を求めるものとする。

- 2 送電停止又は電気工作物への切離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、電気管理技術者等の指導及び助言の下に行うものとする。
- 3 電気事故・故障等が発生した場合は、状況に応じ電気管理技術者等の臨時点検を受け、これにより事故原因が判明した場合には、電気管理技術者等に指導及び助言を求め事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。
- 4 電気関係報告規則に基づく電気事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等に指導及び助言を求めるものとする。

第6章 運転又は操作

第17条（運転又は操作）

平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、電気管理技術者等に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前条第1項の規定に基づく報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

第7章 災害対策

第18条（防災体制）

災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気管理技術者等に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとし、合わせて事業場外の関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第19条（災害時の推置）

災害が発生した場合には、速やかに電気管理技術者等に連絡し、その指導及び助言を受けるものとする。

- 2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等は、直ちに該当範囲の電源停止又は発電設備の運転停止をすることができるものとする。

第8章 記 録

第20条（記録の保存）

電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年以上保存するものとし、その様式は別に定めるものとする。

- (1) 巡視、点検及び検査の記録
 - (2) 電気事故に関する記録
 - (3) 絶縁監視装置設置の場合は、警報の受信記録
- 2 前項の規定によらない記録は、必要な期間保存するものとする。
 - (1) 主要電気機器の補修記録
 - (2) 主要負荷設備等の補修記録
 - (3) その他は電気管理技術者の助言を基に決定

第9章 責任の分界

第21条（責任の分界点）

電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との需給に関する契約により定めたところによる。

第22条（需要設備の構内）

需要設備の構内は、別図のとおりとする。

第10章 その他

第23条（危険の表示）

受電室又はその他高圧の電気工作物が設置されている場所等で感電等の危険のおそれがあるところには、電気管理技術者等に意見を求め従事者等に注意を喚起する表示を設けるものとする。

第24条（備品等の整備）

電気工作物の保安上必要とする測定機器、備品、材料、消耗品、交換部品等は、電気管理技術者等に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

第25条（設計図面類の整備）

電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

第26条（手続書類等の整備）

経済産業大臣、電気事業者等に申請又は届出をした書類及び図面、その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、令和____年____月____日から施行する。

(本頁余白)

【高圧需要設備】月次点検、年次点検及び臨時点検

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備（第二受電設備以降を含む）	責任分界となる区分開閉器 引込線等 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
		区分開閉器動作試験		○	
		保護継電器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ リアクトル 避雷器 母線 その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏洩電流測定	○	○	
		内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		保護継電器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		計器較正試験		○	
		電圧・負荷電流測定	○	○	
		制御回路試験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	
接地装置		○	○		
	接地抵抗測定		○		

【高圧需要設備】月次点検、年次点検及び臨時点検

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	開閉器、変圧器	内部点検		○	
	計器用変成器	動作試験		○	
	電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
接地抵抗測定			○		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	
		始動停止試験	○	○	
		自動始動・停止試験		○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		保護継電器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
制御装置試験			○		
その他は受電設備に準ずる					
蓄電池設備※1	蓄電池	外観点検	○	○	
		液量点検	○	○	
		電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
	接地抵抗測定		○		
	配線、配線機器	外観点検	○	○	
その他の低圧機器	絶縁抵抗測定		○		
	接地装置	接地抵抗測定		○	

※1 非常用発電機の始動装置が蓄電池式の場合は、蓄電池設備の点検項目に準じる。

【高圧需要設備】 工事期間中の点検、及び竣工検査

電気工作物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分開閉器 引込線等 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		区分開閉器動作試験		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
	遮断器、開閉器、断路器 電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ リアクトル 避雷器、母線 その他の高圧機器 変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
		配電盤 制御回路	外観点検	○
	絶縁抵抗測定			○
	保護継電器動作試験			○
	保護継電器動作特性試験			○
	制御回路試験			○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○
		接地装置	外観点検	○
	接地抵抗測定			○
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル) 断路器、遮断器 開閉器、変圧器 接地装置	受電設備に準じる		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○
		始動停止試験		○
		自動始動・停止試験		○
		機関保護継電器動作試験		○
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○
		発電電圧・周波数測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		制御装置試験		○
その他は受電設備に準ずる				

【高圧需要設備】工事期間中の点検、及び竣工検査

電気工作物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
蓄電池設備※ 1	蓄電池	外観点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置	外観点検	○	○
	付属装置	絶縁抵抗測定		○
	接地装置	接地抵抗測定		○
負荷設備	配線、配線機器	外観点検	○	○
	その他の低圧機器	絶縁抵抗測定		○
	接地装置	接地抵抗測定		○

※ 1 非常用発電機の始動装置が蓄電池式の場合は、蓄電池設備の点検項目に準じる。

【高圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法
受電設備 (第一受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器 引込線等 (架空電線、 支持物、 ケーブル)	外観点検	1. 区分開閉器、制御箱 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱 2. キャビネット等 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、結露、 施錠状態 3. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との離隔 4. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐食、傾斜 5. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、 腐食、他物との離隔 6. 接続箇所 変色、過熱、異臭 7. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 8. マンホール 損傷 9. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 1. 区分開閉器、制御箱 取付状態 2. キャビネット等 取付状態 8. マンホール 浸水 10. 埋設表示 損傷、汚損、脱落、 腐食
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
				区分開閉器 動作試験	開閉器の動作試験
				保護継電器 動作試験	保護継電器との連動
				保護継電器 動作特性試験	継電器の動作特性を確認する 試験
	断路器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 1. 本体 固定子と接触子の 接続状態
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
	遮断器 開閉器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示	外観点検	同左及び 1. 本体 固定子と接触子の 接続状態
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
				動作試験	遮断器の動作試験
				内部点検	損傷、変色、亀裂、変形、 腐食、ゆるみ、外れ
	電力ヒューズ 計器用変成器 電力用コンデンサ リアクトル 避雷器 母線 その他の高圧機器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示 5. ヒューズ 熔断 6. 母線等 他物との離隔	外観点検	同左
絶縁油の 点検・試験				油量、変色、汚損、 酸価、絶縁破壊電圧	
絶縁抵抗測定				絶縁抵抗の測定	

【高圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	変圧器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態 4. PCB使用機器 使用・保管の表示	外観点検	同左
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
		漏洩電流測定	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	漏洩電流測定	同左
		内部点検		内部点検	損傷、変色、亀裂、変形、腐食、ゆるみ、外れ、タップ値の確認
			絶縁油の点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、絶縁破壊電圧	
	配電盤 制御回路	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態 4. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、指示・点灯状態	外観点検	同左
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
				保護継電器動作試験	保護継電器との連動
				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
		計器校正試験	電圧計・電流計等校正試験		
電圧・負荷電流測定	指示計器電圧、負荷電流測定	電圧・負荷電流測定	同左		
		制御回路試験	シーケンス試験		
受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、発錆、腐食、換気、照度不足、雨漏り、雨雪浸入、小動物等侵入の有無、鍵の状態、塗装剥離、周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐食 3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態	外観点検	同左	
接地装置	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態	外観点検	同左	
			接地抵抗測定	接地抵抗の測定	

【高圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐食、傾斜 3. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態	外観点検	同左及び 6. マンホール 浸水 8. 埋設表示 損傷、汚損、脱落、腐食
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	受電設備に準じる	同左		
	接地装置	受電設備に準じる	同左		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、損傷、外れ、腐食、漏水 4. 潤滑油装置 油量、損傷、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気・圧力 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食、異音、漏気 ※始動用蓄電池の点検は、蓄電池設備に準じる	外観点検	同左
				始動停止試験	1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力
				自動始動・停止試験 機関保護継電器動作試験	停電条件確立による自動始動・自動停止の試験 保護継電器動作試験 (過速度、油圧低下、水温上昇、起動渋滞等)

【高圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検		
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法	
非常用予備発電装置	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	1. 運転状態 温度、異音、異臭、 振動、回転、 電圧発生状態、 排気ガスの状態、 換気、圧力	外観点検	同左	
		発電電圧・ 周波数測定	指示計器電圧、 周波数測定	発電電圧・ 周波数測定	同左	
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定	
	接地抵抗測定			接地抵抗の測定		
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	受電設備に準じる	外観点検	同左	
				保護継電器 動作試験	保護継電器との連動	
				保護継電器 動作特性試験	継電器の動作特性を確認する 試験	
				制御装置試験	シーケンス試験	
	その他は受電設備に準じる					
	蓄電池設備	蓄電池	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 取付状態	外観点検	同左
液量点検			液量確認	液量点検	同左	
				電圧・比重測定	電圧、比重の測定	
		液温測定		液温の測定		
充電装置 付属装置 接地装置		外観点検	1. 充電装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左	
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定	
	接地抵抗測定			接地抵抗の測定		
負荷設備	配線、配線機器 その他の低圧機器 接地装置	外観点検	1. 配線 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 他物との離隔 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 3. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 4. 分電盤、操作盤等 操作・点検用 スペースの適否 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 6. 過負荷保護装置 整定値確認 7. 漏電警報器・遮断器 動作確認	
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定	
				接地抵抗測定	接地抵抗の測定	

【低圧需要設備】月次点検、年次点検及び臨時点検

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配引線込	引込線等	外観点検	○	○	必要の都度
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○	
		低圧変圧器、計器用変成器	絶縁抵抗測定		
	コンデンサ	動作試験		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
接地抵抗測定			○		
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	
		始動停止試験	○	○	
		自動始動・停止試験		○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数測定	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		保護継電器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置試験		○	
蓄電池設備※1	蓄電池	外観点検	○	○	
		液量点検	○	○	
		電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
接地装置	接地抵抗測定		○		
	負荷設備	配線、配線機器	外観点検	○	○
		その他の機器	絶縁抵抗測定		○
接地装置		接地抵抗測定		○	

※1 非常用発電機の始動装置が蓄電池式の場合は、蓄電池設備の点検項目に準じる。

【低圧需要設備】工事期間中の点検、及び竣工検査

電気工作物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査	
配引線込	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	低圧変圧器、計器用変成器	動作試験		○	
		制御回路試験		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	○	○	
		始動停止試験		○	
		自動始動・停止試験		○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数測定		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		保護継電器動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置試験		○	
	蓄電池設備※1	蓄電池	外観点検	○	○
			液量点検		○
電圧・比重測定				○	
液温測定				○	
充電装置 付属装置 接地装置		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
負荷設備	配線、配線機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	接地抵抗測定		○	

※ 1 非常用発電機の始動装置が蓄電池式の場合は、蓄電池設備の点検項目に準じる。

【低圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検			
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法		
引込配線	引込線等	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との離隔	外観点検	同左		
配電設備	配電線路 (架空電線、 支持物、 ケーブル)	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐食、傾斜 3. ケーブル本体 部損傷、変形、汚損、 腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 6. マンホール 浸水 8. 埋設表示 損傷、汚損、脱落、 腐食		
						絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
	遮断器、開閉器 低圧変圧器 計器用変成器 コンデンサ	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 遮断機、開閉器等 開閉表示 3. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、 指示・点灯状態 4. 接続箇所 変色、過熱 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 1. 本体 ゆるみ、外れ 4. 接続箇所 ゆるみ、外れ		
						絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
						動作試験	遮断器、開閉器の動作試験
	接地装置	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左		
接地抵抗測定						接地抵抗の測定	

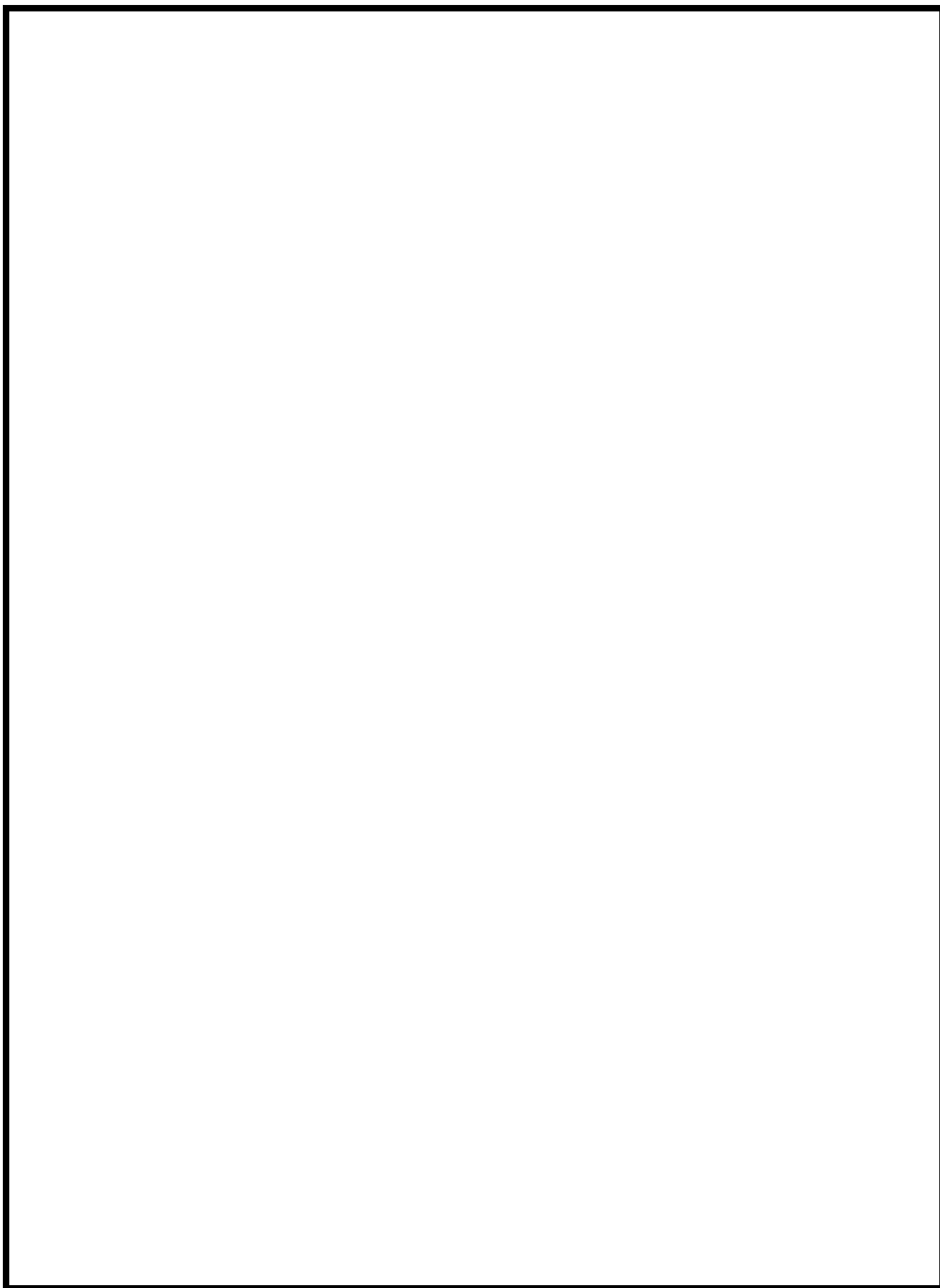
【低圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法
非常用予備発電装置	原動機 付属装置	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、損傷、外れ、腐食、漏水 4. 潤滑油装置 油量、損傷、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気・圧力 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食、異音、漏気 ※始動用蓄電池の点検は、蓄電池設備に準じる	外観点検	同左
		始動停止試験	1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力	始動停止試験	同左
				自動始動・停止試験	停電条件確立による自動始動・自動停止の試験
	発電機 励磁装置 接地装置	外観点検	1. 運転状態 温度、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状態、排気ガスの状態、換気、圧力	外観点検	同左
		発電電圧・周波数測定	指示計器電圧、周波数測定	発電電圧・周波数測定	同左
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、取付状態 2. 遮断機、開閉器等 開閉表示 3. 指示計器・表示灯 損傷、汚損、指示・点灯状態 4. 接続箇所 変色、過熱 5. 接地線 損傷、外れ、断線、取付状態	外観点検	同左
				保護継電器動作試験	保護継電器との連動
				保護継電器動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				制御装置試験	シーケンス試験

【低圧需要設備】点検方法

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検方法	点検項目	点検方法
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 取付状態	外観点検	同左
		液量点検	液量確認	液量点検	同左
				電圧・比重測定	電圧、比重の測定
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	1. 充電装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
				接地抵抗測定	接地抵抗の測定
負荷設備	配線、配線機器 その他の低圧機器 接地装置	外観点検	1. 配線 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、 他物との離隔 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 3. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱、取付状態 4. 分電盤、操作盤等 操作・点検用 スペースの適否 5. 接地線 損傷、外れ、断線、 取付状態	外観点検	同左及び 6. 過負荷保護装置 整定値確認 7. 漏電警報器・遮断器 動作確認
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗の測定
				接地抵抗測定	接地抵抗の測定

構内配置図



【参考】

対象工事	①「妙典ポンプ場増強工事」における電気設備工事 ②「押切ポンプ場増強工事」における電気設備工事
契約期間	①令和6年6月1日～令和6年8月31日 ②令和6年6月1日～令和7年3月31日
点検期間	①令和6年6月1日～令和6年8月31日 の期間中、週1回（全13回） ②令和6年6月1日～令和7年3月31日 の期間中、週1回（全43回）
対象設備	①妙典ポンプ場内での市川市下水道建設課による増強設備 及び撤去設備 ②押切ポンプ場内での市川市下水道建設課による改修設備 及び撤去設備
点検対象	①妙典ポンプ場内での増強設備工事における撤去・設置 工事状況の目視による外観点検 ②押切ポンプ場内での増強設備工事における撤去・設置 工事状況の目視による外観点検
点検内容	①妙典ポンプ場保安規程及び関係法令に従っていることの 目視による外観確認 ②押切ポンプ場保安規程及び関係法令に従っていることの 目視による外観確認

(本頁余白)

市川市 自家用電気工作物保安管理業務委託標準仕様書

市川市(以下「委託者」という。)が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託について、受託者は、本仕様書に基づき履行するものとする。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程及び「自家用電気工作物保安管理業務委託個別仕様書(以下「個別仕様書」という。)」に基づくものとする。

第1条(契約対象自家用電気工作物の概要)

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 (個別仕様書による)
- (2) 事業場の所在地 (個別仕様書による)
- (3) 需要設備概要 (個別仕様書による)
- (4) 絶縁監視装置の有無 (個別仕様書による)

第2条(委託業務の内容)

1 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 委託者は、第1条の事業場について受託者の保安管理業務を実施する電気管理技術者又は保安業務担当者等(以下、「電気管理技術者等」という。)と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等で本人であることを確認するものとする。
- (2) 受託者の電気管理技術者等は、委託者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成(市長公印の押印を除く)・手続き及び提出を行うこと。
- (4) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- (5) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- (6) 受託者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

委託者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存するものとする。

- (7) 受託者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは受電電力会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うことと。また、事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者と協議の上、電気事故報告の作成(市長公印の押印を除く)・手続き及び提出を行うこと。
- (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 委託者は、前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、委託者は、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行うこと。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこと。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示又は助言ができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、委託者が確認を行うものとする。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める受託者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 月次点検 | 保安規程、個別仕様書による。 |
| (2) 年次点検 | 毎年1回 |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

【需要設備の点検項目】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
＜引込設備＞ 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
＜受電設備＞ 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等	電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	
＜受・配電盤＞	＜測定項目＞ 電圧、負荷電流測定	
＜接地工事＞ 接地線、保護管等	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
＜構造物＞ 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定、保護継電器の動作 特性試験及び保護継電器と 遮断器等の連動動作試験、 自動始動・停止試験、運転 中の発電電圧及び発電電圧 周波数（回転数）の異常の 有無
〈蓄電池設備〉	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱 の有無 〈測定項目〉 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加 え、蓄電池設備のセルの電 圧、電解液の比重、温度測 定
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の 適否 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付 け状態	左記の外観点検項目に加 え、絶縁抵抗測定、接地抵 抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 3 受託者は、(1)の月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこと。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合をいう。以下同じ。）に受託者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこと。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びO F ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4条（委託料）

- 1 第2条第1項第3号、同項第4号及び同項第6号から第8号に掲げる業務に対する委託料は、本契約によるものとする。
- 2 前項以外の手数料は、委託者と協議の上、受託者の別に定める規定に基づきその都度算定するものとする。

第5条（連絡責任者等）

- 1 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知するものとする。
- 4 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 委託者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第6条（委託者及び受託者の協力及び義務）

- 1 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 受託者は、保安管理業務を誠実に行うこと。

第7条（電気管理技術者等の資格等）

- 1 受託者は、電気管理技術者等に電気事業法施行規則に適合する者をあてること。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の電気管理技術者等に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 3 電気管理技術者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

第8条（記録の保存）

- 1 受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者及び受託者が双方において3年間保存するものとする。

第9条（損害賠償）

- 1 受託者の故意又は過失により委託者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は受託者が報告、助言した事項について、委託者が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
 - (2) 委託者が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
 - (3) その他委託者の責に帰する事由により損害を生じた場合

第10条（資料の開示、提出）

- 1 本業務を確実に履行するため、受託者は、委託者の求めがあった場合には次の各号に掲げる項目を把握できる資料を開示、提出することとする。
 - (1) 電気事業法施行規則第52条の2第2項の要件に適合する本業務に係わる保安業務従事者の人数及び受託件数並びに1人当りの換算係数
 - (2) 電気管理技術者等の氏名、生年月日、連絡先、電気主任技術者免状の写し及び受託者

との雇用関係

- (3) 電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 2 項の要件に適合する本業務を遂行するための体制及び適確な遂行が把握できる社内規程、社内組織図
- (4) 主たる連絡場所（拠点）から当該事業所までの距離、到達時間及び利用交通機関
- (5) 本業務に使用される、経済産業省告示による機械器具類の定期的に行っている較正試験の記録

第11条（再委託の禁止）

- 1 受託者は契約の履行に際し、その一部又は全部を他の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。

第12条（実施日程等）

- 1 受託者は、本業務を原則として、平日の委託者の執務時間内に実施するものとする。ただし、年次点検について、平日に設備の停止が不可能な委託者の施設の運用状況により休日又はその施設の休館日に実施できるものとし、詳細は個別仕様書による。
- 2 受託者は、個別仕様書に定めがない場合、原則として次の点検ごとに業務実施予定日を委託者に対し、次のとおり予め通知するものとする。
 - (1) 月次点検については、実施予定日の 1 週間前まで
 - (2) 年次点検については、実施予定日の 1 ヶ月前まで
- 3 やむを得ない理由により、日程の変更が必要となった場合には、委託者と受託者とが協議の上、新たな日程を定めるものとする。
- 4 年次点検等の実施において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きは、受託者が行うものとする。

第13条（緊急時の対応、体制）

- 1 受託者は、設備に異常が生じた場合及びそのおそれがある場合に、直ちに到着し措置をとるものとする。
- 2 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合において、委託者若しくは電力会社等より連絡を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を実施または助言し、再発防止につぎとるべき措置について報告すること。
- 3 その対応については、昼夜、休日を問わず、24 時間 365 日事故応動の体制をとり、原則 2 時間以内に到着することとし、又は雷、風水害等の発生が予測される場合は、迅速な対応が出来るよう事故応動体制を強化すること。

第14条（委託場所内の立入り等）

- 1 受託者は、本業務を行うため、委託場所内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受託者は、委託者の連絡責任者の了解を必ず得るものとする。

第15条（安全対策等）

- 1 受託者は、本業務の実施にあたり、事前に危険箇所・注意箇所の確認を行うこと。また、電気管理技術者等の安全装備等は受託者が用意するものとする。ただし、委託者の安全装備等は委託者が用意するものとする。
- 2 受託者は、点検作業に先立ち、電気管理技術者等の作業上の安全対策が各種法令に基づき整備されていることを確認すること。また点検作業を複数名で実施する場合は、電気管理技術者等の従事者が作業員全員に安全教育を行った上で作業を開始すること。

第16条（不安全施設に対する措置等）

- 1 本業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業員の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、委託者と受託者とが協議の上、対応を決定するものとする。

- 2 前項の不安全施設の改修が必要な場合には、その改修に必要な費用は、原則として委託者が負担するものとする。
- 3 受託者は、委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができる。

第17条（委託者から受託者への連絡）

- 1 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに受託者に連絡するものとする。
 - (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合
 - (5) 電気工作物の維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
 - (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合
 - (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - (11) 受託者の執務時間内又は時間外における受託者への連絡方法
 - (12) その他必要な事項

第18条（記録の確認）

- 1 受託者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

第19条（備品等の整備）

- 1 委託者は、受託者と協議の上、委託者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及消耗品等を整備するものとする。

第20条（絶縁監視装置の設置、撤去等）

- 1 委託者の依頼により受託者の所有する絶縁監視装置（以下「監視装置」という。）を設置又は撤去する場合については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 委託者は、受託者の「監視装置」を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について、便宜を供するものとする。
 - (2) 「監視装置」の委託者への貸与、設置工事、保守に要する費用は、受託者の負担とする。
 - (3) 委託者は、受託者の「監視装置」を無断で移設、撤去、修理等を行わないものとする。
 - (4) 「監視装置」の警報を委託者の加入電話回線を利用して、受託者の事業所に通報する場合の電話料は、委託者が負担するものとする。
 - (5) 受託者は、契約を解除した場合は、「監視装置」を受託者の費用負担で撤去するものとする。また、契約を満了とした場合も同様とする。

第21条（契約期間内の更改）

- 1 委託者及び受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
 - (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合

(6) 委託者が保安規程を変更する場合

第22条（契約の解除等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除できるものとする。
 - (1) 委託者又は受託者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 委託者が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、委託者又は受託者のいずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、委託者と受託者との相互が合意した上で解除できるものとする。
- 3 第1条に掲げる契約対象自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
 - (5) 発電所の出力が1,000キロワットを超えた場合
 - (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

第23条（その他）

- 1 点検報告書の書式については規定しないが、年次点検及び月次点検それぞれの作業従事人数、作業時間を記録し提出するものとする。
- 2 受託者は、年次点検及び月次点検とも第三種電気主任技術者以上の資格者をあてるものとする。
- 3 新たに業務を受託する受託者は、本業務実施に伴う申請・届出等提出書類及び図面（関東東北産業保安監督部への保安規程変更届出等）について、その作成（市長公印の押印を除く）・手続き及び提出を行うものとする。この場合において、その経費は受託者の負担とする。
- 4 受託者が本業務の契約満了後、別の受託者が履行する場合には、次の受託者に引継ぎを行い、引継ぎ後も次の受託者や施設管理者等からの問い合わせに対して誠実に対応するものとする。
- 5 工事時における仮設低圧電源引き込み等の立会及び経済産業大臣への提出書類及び図面についても、その作成（市長公印の押印を除く）・手続き及び提出（郵送可）を行うこと。なお、これらに伴う費用については、受託者の費用負担として業務に見込むものとする。
- 6 この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

【関連資料】

- ①施設案内図（添付または別途閲覧）
- ②単線結線図（添付または別途閲覧）
- ③保安規程（添付または別途閲覧）

市川市建築保全業務委託共通仕様書

(令和5年版)

1 目的等

- (1) 市川市建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する建築保全業務委託に係わる委託契約書及び契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 建築保全業務委託に関する一般的事項等は、国土交通省が制定する建築保全業務委託共通仕様書（令和5年11月8日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に読み替えるものとする。なお、前項で読み替えた字句等は、その後も適用するものとする。

建築保全業務委託共通仕様書（国土交通省制定）		読み換える字句等
1.1.1 適用 (b)	受注者	受託者
1.1.1 適用 (e) (4)	特記	個別
1.1.2 用語の定義 (2)	施設管理担当者	監督職員
1.1.2 用語の定義 (2)	発注者	委託者
1.1.2 用語の定義 (16)	業務の終了の確認	業務の完了の確認

2 業務委託の検査

受託者は、市川市委託契約等の検査に関する要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 個別仕様書

建築保全業務委託に関し特に定めるべき事項は、個別仕様書に明記するものとする。